

# 平成29年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省29-5-3)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	消費税や原材料・エネルギーコストの転嫁対策、下請事業者の連携促進や下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業間もない中小企業・小規模事業者の官公需における受注機会を増大させる。</li> <li>・消費税や原材料・エネルギーコストの増加分を円滑かつ適正な転嫁等の取引の適正化を目指す。</li> </ul>					
施策の予算額、執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,185	4,424	6,401	6,254
		補正予算(b)	17,319	402	▲ 45	0
		繰越し等(c)	81,150	17,348	49	/
		合計(a+b+c)	103,654	22,174	6,405	
執行額(百万円)		101,188	8,533	5,440		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(平成27年4月2日経済の好循環実現に向けた政労使会議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)					

測定指標	1	官公需における受注機会の増大	基準値	実績値				目標値	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度		29年度	未達成
			約1% (推計値)	1.66%	1.32%	1.33%		新規中小企業向け契約目標は、平成29年度までの3年間で、26年度(推計で約1%)比で概ね倍増の水準を目指す。	
			年度ごとの目標値		-	-	約2%		
2	取引の適正化	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		平成29年度において下請代金法に基づく立入検査を959社に実施したところ、下請代金法違反行為又はそのおそれに当たる814社の親事業者に対して行政指導を行ったことから、目標値を超える実績となった。					29年度	達成	
		下請代金法違反行為を抑止するため、2割の親事業者に対し指導することを目標とする。							

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	基準値	実績値						
			-	28年Ⅱ期	28年Ⅲ期	28年Ⅳ期	29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期	29年Ⅳ期
			-	▲ 1	0	2	5	7	9	11
	2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	基準値	実績値						
-			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
-			11,687	10,531	9,532	8,677	8,377	8,360	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 下請代金法に基づく立入検査を実施し、約2割の親事業者に対し指導を行った。また、中小企業・小規模事業者の官公需への参入促進のための措置を図った結果、新規中小企業者向け契約目標は向上していることから、経営の安定・取引の適正化が進展したと考えられる。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の取引条件の改善を図るため、全国48か所に設置した下請かけこみ寺において企業間取引に関する相談対応、「下請代金法」に基づく書面調査や立入検査等を実施した。また、下請取引に関する状況や課題を把握することを目的として大企業、中小企業者双方に対する大規模調査を行った。加えて、「下請中小企業振興法」に基づき、中小企業者が行う取引先拡大に向けた取組の支援、インターネット上の受発注情報登録システム「ビジネス・マッチング・ステーション」を通じた中小企業の取引あっせん事業を実施した。</li> <li>・消費税の転嫁対策として、全国に4409名の転嫁対策調査官を配置し、違反行為を受けている事業者の相談対応、違反事業者に関する調査など消費税の転嫁拒否等の行為の監視、取締りを実施した。</li> <li>・創業間もない中小企業者は、実績がないことを理由に大企業が新規取引に応じないなど販路開拓が難しく、官公需市場で実績を得ることが、その後の販路拡大や信用向上に有益である。このため、平成27年7月に「官公需法」を改正し、創業10年未満の中小企業者の官公需への参入促進のための措置を図った。また、地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」の事業を実施した。</li> <li>・官公需総額に占める新規中小企業者向け契約実績額の割合の平成29年度実績については、当省が6.27%で最も高く、次に法務省が3.59%、公庫等が1.52%、それ以外の省庁では、2%台が2機関、1%台が4機関、0%台が9機関と他省庁の契約状況が低位に推移したため、目標を達成することが出来なかった。今後は、官公需法に基づく基本方針等の周知徹底により、当該比率の上昇に努めてまいりたい。</li> <li>・取引の適正化の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格転嫁の状況や取引価格に関する大規模調査の結果を踏まえ、下請企業へのヒアリングの実施、下請ガイドラインや自主行動計画の実効性を高めるための取組、下請かけ込み寺の機能拡充による価格交渉力の強化など、取引条件の改善に必要な対策を講じる。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	中小企業白書(経済産業省)、全国企業倒産状況(東京商工リサーチ)、全国企業短期経済観測調査(日本銀行)
---------------------------	---

担当部局名	中小企業庁長官官房総務課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------	----------	---------